

令和6年度 集団指導講習会

社会福祉施設等における災害対策について



福島市 危機管理室

内 容

1 ハザードマップについて

- (1)ハザードマップの種類
- (2)ハザードマップの見方

2 避難に関する防災情報について

- (1)市が発令する避難情報
- (2)防災情報の収集方法
- (3)浸水や土砂災害が想定される区域にいる場合の避難行動
 - (4) 水害時に開設する避難所
 - (5) 地震で開設する避難所

3 避難確保計画と避難訓練について

- (1)土砂災害防止法、水防法に基づく制度の内容
- (2)避難確保計画の主な内容
- (3)避難訓練の内容(例)
- (4)市への報告のお願い

1 ハザードマップについて

(1)ハザードマップの種類

- ・洪水ハザードマップ
- ・土砂災害ハザードマップ
- ・内水ハザードマップ
- ・ため池ハザードマップ
- ・吾妻山・安達太良山火山防災マップ

福島市公式防災アプリ
(InfoCanal)
で確認できます

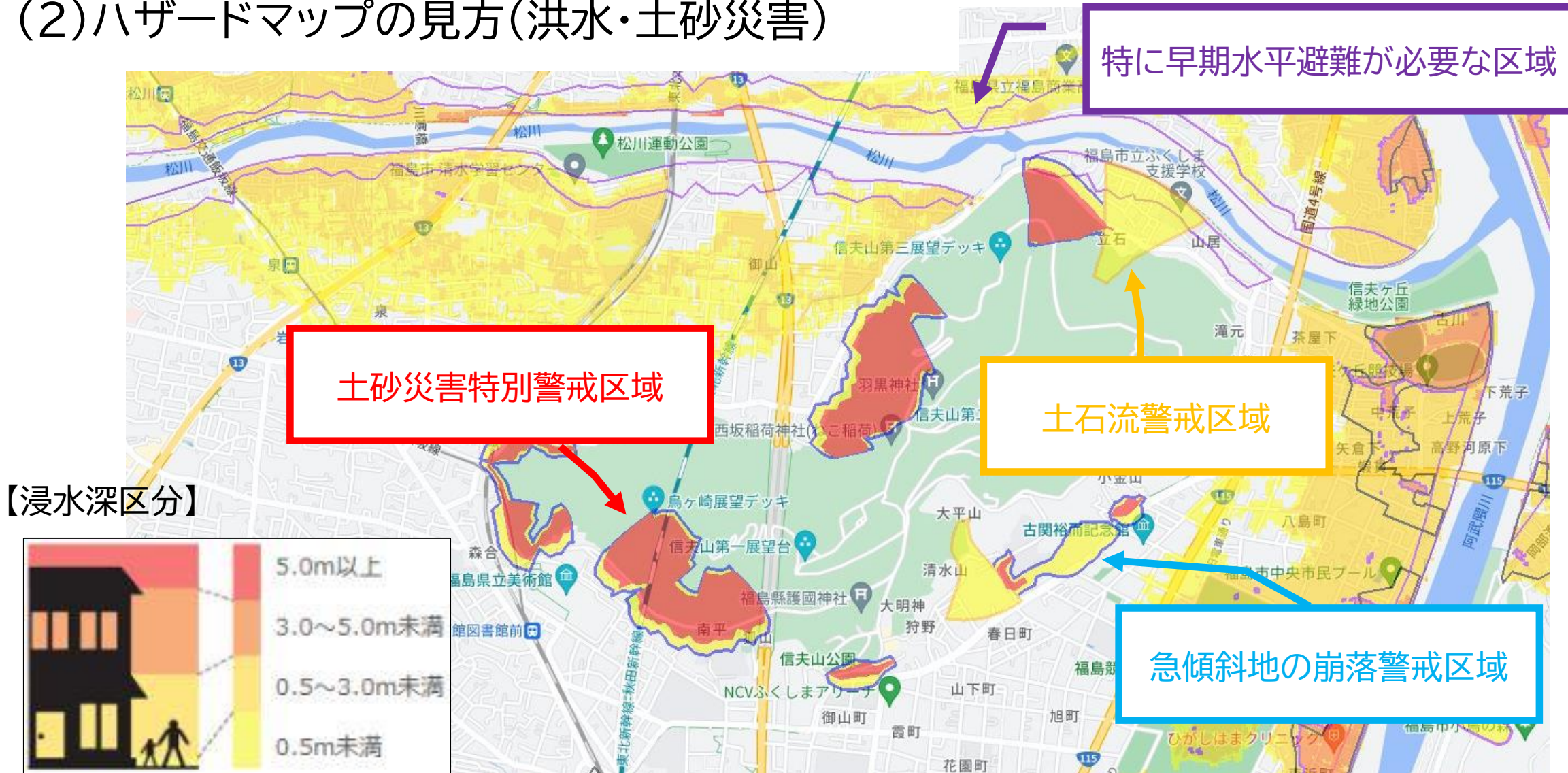


iOS版



Android版

(2)ハザードマップの見方(洪水・土砂災害)



2 避難に関する防災情報について

(1)市が発令する避難情報

気象台などからの情報により避難の必要性を判断し、危険度に応じて避難情報を発令します。

	市が発令する 避難情報	気象情報	どのような行動をとるべきか
警戒レベル5	緊急安全確保	大雨特別警報 氾濫発生情報 など	すでに災害が発生している状況 命を守るための最善の行動をとる
警戒レベル4	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 など	速やかに危険な場所から避難 ※指定避難所や親戚・知人宅、ホテル・ 旅館など、安全な場所に移動
警戒レベル3	高齢者等 避難	大雨・洪水警報 氾濫警戒情報 など	避難に時間を要する人とその支援者は避難 ※高齢者、障がいのある方、 乳幼児連れの方など

(2) 防災情報の収集方法

防災情報の種類

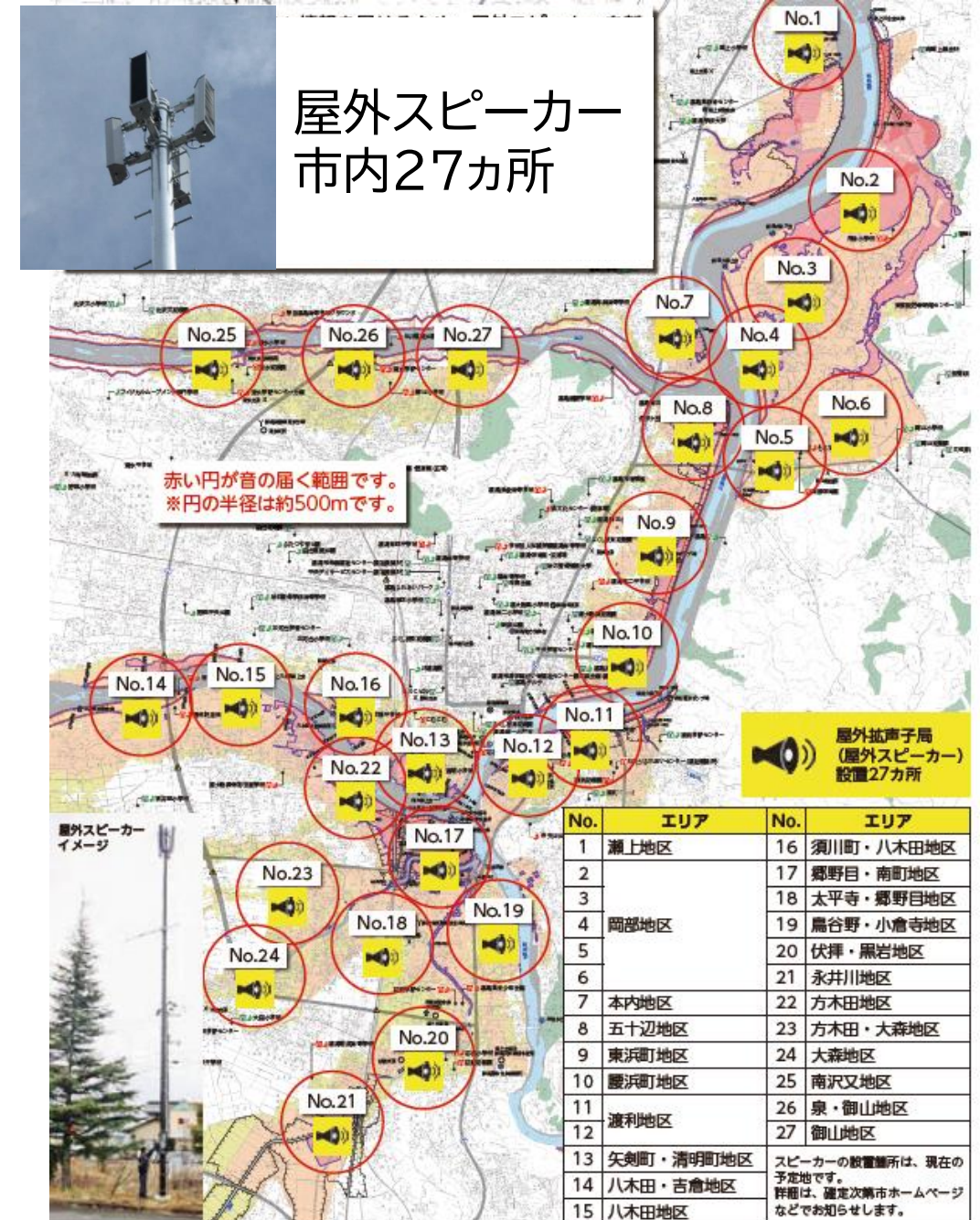
避難情報、避難所開設情報、
気象警報、気象特別警報、緊急地震速報、
噴火警報、噴火速報、国民保護情報、
防災イベント・広報 など

情報の収集方法

- ・テレビ(dボタン)
- ・コミュニティーFM
FMポコ(76.2MHz)
- ・防災ウェブサイト(市ホームページ)
- ・SNS(X、LINE)
- ・緊急速報メール(登録不必要)
- ・メールマガジン(登録必要)
- ・戸別受信機
- ・屋外スピーカー(市内27カ所)
- ・防災アプリ など



戸別受信機



(3) 浸水や土砂災害が想定される区域にいる場合の避難行動

避難情報の発令

安全に避難できる

水平避難



危険区域より出て
安全な避難所等へ避難

浸水が始まっており、浸水区域の外への避難が困難

垂直避難



無理な避難は避け
建物の上の階へ避難

(4)水害時に開設する避難所(令和6年5月現在)

 洪水・土砂災害時の開設避難所 市が発令する避難所開設情報を必ず確認してください。			
▼ 中央地区	▼ 北信地区	▼ 立子山地区	▼ 蓬萊地区
三河台学習センター	北信学習センター	立子山自然の家	蓬萊学習センター本館
橘高等学校	鎌田小学校	▼ 飯坂地区	蓬萊中学校
三河台小学校	瀬上小学校	飯坂学習センター	▼ 飯野地区
福島成蹊高等学校	余目小学校	平野中学校	飯野学習センター
桜の聖母学院高等学校	北信中学校	茂庭多目的集会所	▼ 福祉避難所
		湯野小学校	NCVふくしまアリーナ
▼ 渡利地区	▼ 信陵地区	▼ 松川地区	▼ ペット同伴避難所
渡利学習センター	信陵学習センター	松川学習センター	勤労青少年ホーム
渡利中学校	信陵中学校	▼ 信夫地区	
南向台小学校	笹谷小学校	信夫学習センター	
▼ 清水地区	▼ 吉井田地区	大森小学校	
清水中学校	吉井田小学校	信夫中学校	
北沢又小学校	JA吉井田地区活性化センター	平田小学校	
森合小学校	▼ 西地区	▼ 吾妻地区	
▼ 東部地区	佐原小学校	吾妻学習センター本館	
岡山小学校	▼ 土湯温泉町地区	野田小学校	
東部勤労者研修センター	中之湯	庭塚小学校	
大波多目的集会所			

凡例
レベル3
高齢者等避難発令時開設
レベル4
避難指示発令時開設

(5)地震で開設する避難所(令和6年5月現在)



地震災害時の開設避難所

被害状況に応じて記載以外の避難所も開設します。

▼ 中央地区

三河台学習センター

▼ 渡利地区

渡利学習センター

▼ 杉妻地区

杉妻支所

▼ 蓬萊地区

蓬萊学習センター本館

▼ 北信地区

北信学習センター

▼ 信陵地区

信陵学習センター

▼ 吉井田地区

吉井田学習センター

▼ 清水地区

清水学習センター本館

▼ 飯坂地区

飯坂学習センター

▼ 東部地区

もちずり学習センター

▼ 西地区

西学習センター

▼ 信夫地区

信夫学習センター

▼ 土湯温泉町地区

土湯温泉町支所

▼ 吾妻地区

吾妻学習センター本館

▼ 松川地区

松川学習センター

▼ 立子山地区

立子山自然の家

▼ 飯野地区

飯野学習センター

▼ 福祉避難所

NCVふくしまアリーナ

▼ ペット同伴避難所

勤労青少年ホーム

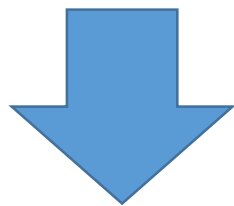
3. 避難確保計画と避難訓練について

(1) 水防法、土砂災害防止法(※)に基づく制度の内容

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

○「水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)」

「水防法」「土砂災害防止法」が平成29年6月19日改正

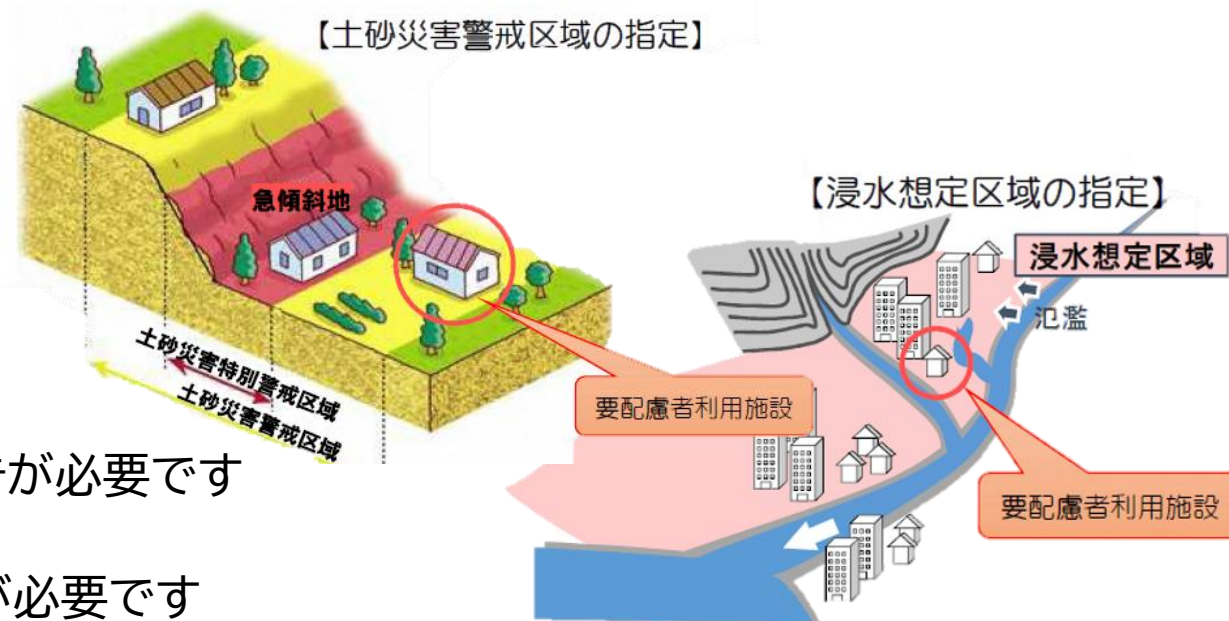


- 要配慮者が利用する施設では、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務です
- 対象の施設は、土砂災害区域内または浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設です
- 避難確保計画を作成または変更した場合は市への報告が必要です
- 避難訓練は原則として年1回以上実施し、市への報告が必要です

要配慮者利用施設

浸水想定区域内の施設 : 332施設
土砂災害警戒区域内の施設 : 12施設

⇒ 要配慮者が利用する施設は、
福島市地域防災計画資料編に記載



(2)避難確保計画の主な内容

防災体制、情報収集及び伝達

- 避難情報の収集・伝達方法・体制等
- 避難を開始するタイミング
- 施設利用者の避難支援の体制

避難の誘導

- 安全が確保できる避難先の選定
- 安全が確保できる避難ルートや避難方法

避難のための整備

- 避難に必要な情報機器や施設整備
- 屋内で安全確保を行う場合の必要な物資

防災教育及び訓練の実施

- 防災教育や訓練の実施

洪水時の避難確保計画

施設名

施設管理者
または所有者

2022年4月 作成

-1-

※確認用：提出の必要はありません※

避難確保計画チェックリスト

	チェック項目	チェック欄
1	施設名または施設管理者名の記載があること	☐ 対応済
2	計画の目的の記載があること（土砂区域名、浸水流域名を入れることが望ましい）	☐ 対応済
3	計画の適用範囲の記載があること	☐ 対応済
4	防災体制の記載があること ☐ 防災体制を立ち上げるタイミングを定めているか ☐ 災害時の役割分担を定めているか ☐ 活動内容の記載があるか	☐ 対応済
5	情報収集及び伝達の記載があること ☐ 収集する情報の種類を定めているか ☐ 情報を収集する手段を定めているか ☐ 緊急時の連絡体制や協力体制を定めているか	☐ 対応済
6	避難誘導の記載があること ☐ 利用者は警戒レベル3「高齢者等避難」で避難を開始することとしているか ☐ 安全が確保できる避難先を選定しているか ☐ 安全が確保できる避難ルートや避難方法を複数定めているか	☐ 対応済
7	施設の整備の記載があること ☐ 複数の情報機器を準備しているか ☐ 避難に必要な資機材を準備しているか ☐ 屋内避難に必要な物資を準備しているか	☐ 対応済
8	防災教育及び訓練の記載があること ☐ 防災教育の実施を定めているか ☐ 年1回以上、防災訓練を実施するよう定めているか	☐ 対応済
備考		

市ホームページに避難計画のひな型、チェックリストを掲載しています。

(3)避難訓練の内容

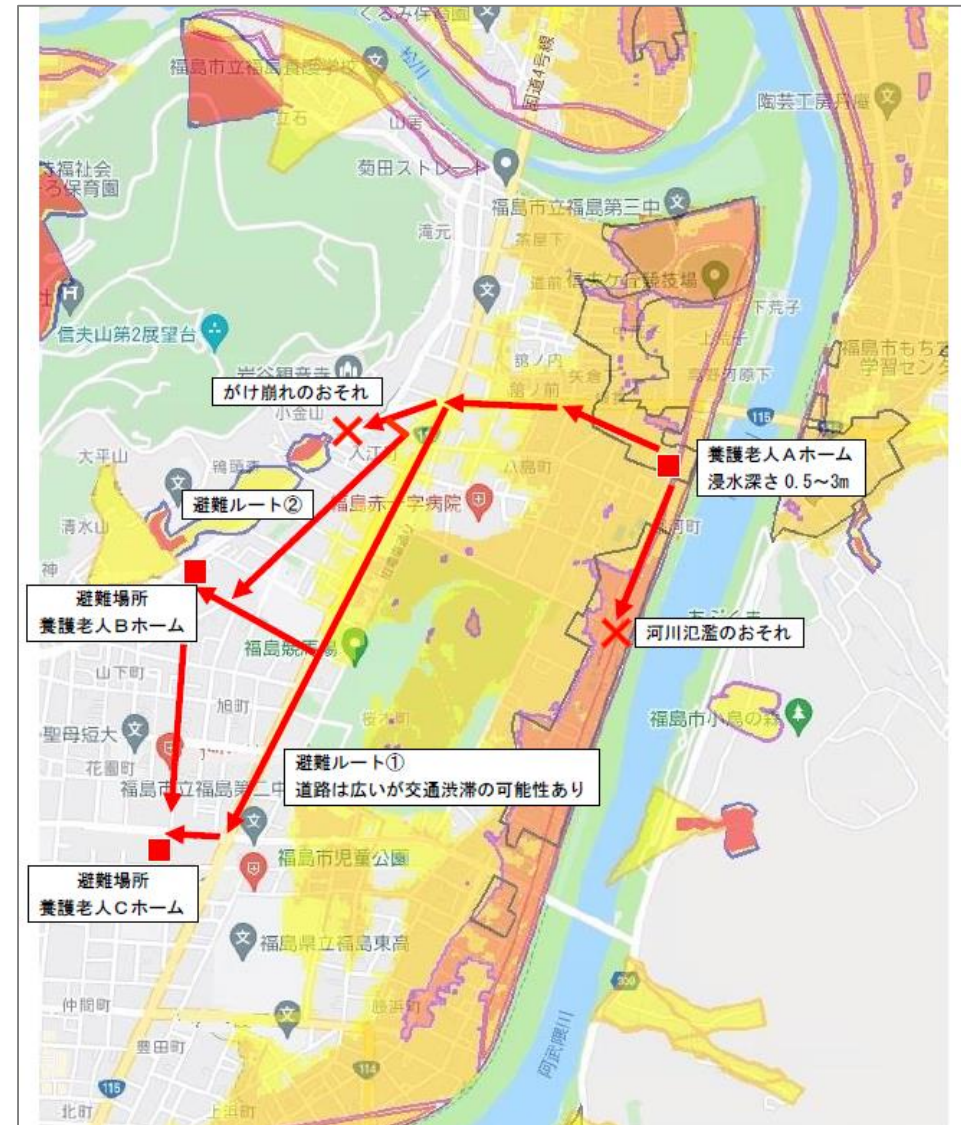
事前準備、情報収集及び伝達

- ハザードマップの確認
- テレビ、インターネットなどからの情報収集
- 施設利用者への連絡(館内放送など)
- 施設利用者の避難支援体制の確認

避難

- 避難先や避難経路の安全確認
- 要配慮者の避難支援、体調管理
- 周辺住民への協力依頼
- 必要物品の持ち出し
- 避難先での連絡体制の確認

【避難経路図作成(例)】



(4)市への報告のお願い

対象施設には、計画作成と避難訓練実施報告を依頼します。
市役所担当課まで提出をお願いいたします。

★避難確保計画(新規作成・変更)
市役所担当課に2部提出してください
(すでに提出済みの施設は変更時に提出)

★避難訓練の実施
実施後おおむね1ヵ月以内に
オンライン又はメールで報告してください

★該当施設の確認
市HP「要配慮者利用施設における避難確保
計画の作成と訓練の実施について」内で確認
できます。

★新たな施設、廃止された施設
新たな対象となる施設、廃止された
施設がある場合は、市役所担当課へ情報
提供をお願いします。

5 危 第 号
令和5年 月 日

要配慮者利用施設管理者 様

福島市長 木 橋 浩
(公 印 省 略)

避難確保計画の見直しと避難訓練の実施について (依頼)

日頃より本市防災行政にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。
さて、水防法及び土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設においては、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられております。
つきましては、すでに作成済みの避難確保計画について、実効性を改めて確認し、変更があった場合は市に提出いただきますようお願いいたします。
また、水害時を想定した避難訓練を原則年1回以上実施いただき、訓練実施後おおむね1ヵ月を目安に、別紙「訓練実施結果報告書」を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 対象施設等

該当施設名	土砂・浸水区域の別	対象区域名
「F5」	浸水	「F13」

2 提出書類、方法、期限

提出書類	提出方法	提出期限
避難確保計画 ※変更があった施設のみ	2部を各担当窓口へ持参または郵送によりご提出ください	随時
訓練実施結果報告書	別紙様式によりFAXまたはオンラインでご提出ください (1) FAX 各担当窓口へ送信してください (2) オンライン 市ホームページよりご報告ください	訓練実施後おおむね1ヵ月以内

避難確保計画のひな型、避難訓練実施報告の提出フォームは、福島市ホームページ内「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と訓練の実施について」に掲載しています。

訓練実施結果報告書

年 月 日

福島市長 様

報告者
住 所
氏 名

下記のとおり訓練を実施したので報告します。

施設名			
施設の種類 (該当する□にチェックをする。)	☐ 高齢者施設等 ☐ 障がい者施設等 ☐ 小・中・高校・特別支援学校等 ☐ 病院・診療所等 ☐ 放課後児童クラブ・支援センター等 ☐ 母子生活支援施設 ☐ 保育園・幼稚園・こども園等		
施設所在地			
実施日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで		
想定災害 (該当する□にチェックをする。)	☐ 洪水 ☐ 土砂災害 ☐ その他の災害 ()		
訓練内容 (該当する□にチェックをする。)	☐ 地図の作成(危険箇所書き込みなど) ☐ 情報の収集伝達訓練		
	☐ 避難経路確認訓練 ☐ 立退き避難訓練		
	☐ 垂直避難訓練 ☐ 物品の運搬訓練		
	☐ その他(訓練内容を適時自由記載)		
訓練参加人員	従業員(全員・一部) 名(うちパート・アルバイト 名) 施設利用者(全員・一部) 名(うち通所者 名) その他訓練参加者:施設利用者の家族 名 地域の協力者 名 その他 名 合計 名		
	訓練実施責任者 職 氏名 連絡先 TEL		
備 考			

※ この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。